

県営住宅に入居を希望される方へ

徳島市かちどき橋1丁目41
徳島県林業センター2階
徳島県住宅供給公社
電話:088-653-6666

県営住宅とは

公営住宅法の規定に基づいて、所得の少ない、住宅に困窮しておられる方々に、低廉な家賃で住宅を提供しようとするものです。

入居申込から決定までの流れ

- 1 申込受付日に入居申込に必要な書類を提出していただき、入居申込資格等を審査した上で申し込みを受付ます。必要な書類が不備な場合は受付できません。また、家族を不自然に分離した申請は受付できません。
- 2 同一の募集に複数の申し込みがあった場合は、一般住宅は抽選により当選者を決定し、優先住宅は選考により当選者を決定します。
- 3 当選決定後、必要な書類を提出していただき、内容を審査した上で入居を許可します。
- 4 不正な申請が判明した場合は、当選資格又は入居許可を取り消します。
- 5 申し込み後、入居までに同居親族が変更(出産、死亡を除く)となった場合は、その申し込みを無効とします。

入居申込ができる資格

- 1 同居する親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む）がいること。
※ 60歳以上の方(経過措置として、昭和31年4月1日以前に生まれた方も対象とします。)、身体障がい者(身体障害者手帳1～4級までの方)精神障がい者、知的障がい者、DV被害者(配偶者からの暴力被害者)、生活保護を受けている方等は、居室数が2室以下の住宅に限って単身でも申し込みできます。
なお、常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制のある方に限ります。
※ 婚約者は、入居を指定した日から3ヶ月以内に結婚し、同居できる方に限ります。
- 2 現に住宅に困窮していること。(原則、持家や公営住宅に居住している方は、困窮していることになりません)
- 3 収入が法令で定められた基準内であること。――→ **P3の収入基準をご覧ください。**
- 4 申込者および同居する親族が、暴力団員でないこと。
- 5 申込者および同居する親族が、県税を滞納していないこと。

入居申込に必要な書類

- 1 県営住宅入居申込書（県が指定する書式による）
- 2 収入を証する書類 ※ 家族で収入のある方全員の書類が必要です。
 - ① 給与所得者 源泉徴収票（中途転職者の方については県が指定する書式の給与支給明細書）
 - ② 事業所得者 市町村長発行の前年中の所得課税証明書
 - ③ 年金受給者 受給している年金振込通知書又は前年中の公的年金等の源泉徴収票
 - ④ 生活保護受給者 福祉事務所等発行の生活保護受給証明書
- 3 婚約中の方は、婚約証明書（県が指定する書式による）

当選決定後、必要な書類

1 請書（連帯保証人2名(同一世帯でないこと)が連署したもの。保証人の印鑑証明書、所得課税証明書が必要です。）

※ 原則として、連帯保証人のうち1人は、現に県内に居住している方が必要です。

※ 高齢者世帯(60歳以上の単身者又は60歳以上《一方の配偶者は60歳未満でも可》若しくは18歳未満の親族で構成する世帯)であり、かつ、身寄り等が少ないため、努力したにもかかわらず連帯保証人を2名確保することが困難と認められる場合は、連帯保証人を1名にすることができます。

2 市町村長発行の前年中の所得課税証明書

3 入居される方全員の住民票

4 その他、県が指定する書類

家賃

部屋ごとに、収入によって、それぞれ家賃が異なります。

1 入居を希望する部屋ごとに、収入区分別の家賃をご覧ください。収入区分は所得月額に応じて決まります。

	収入区分	所得月額 = $\frac{\text{年間所得金額} - \text{諸控除額}}{12}$
一般階層	1	10万4千円以下
	2	10万4千円を超え12万3千円以下
	3	12万3千円を超え13万9千円以下
	4	13万9千円を超え15万8千円以下
裁量階層	5	15万8千円を超え18万6千円以下
	6	18万6千円を超え21万4千円以下

2 入居後は、毎年、収入を申告していただき、法令により定められた計算方法で翌年度の家賃を算定します。
なお、収入申告がない場合は民間並の高い家賃になりますのでご注意ください。

裁量階層

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯

- 1 高齢者世帯 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18才未満である世帯（経過措置として、昭和31年4月1日以前に生まれた方も対象とします。）
- 2 障がい者世帯 入居者又は同居者が、障がい者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である世帯
- 3 子育て世帯 同居者に中学生までの子どもがいる世帯

収入基準

所得月額が15万8千円以下であること
(裁量階層は21万4千円以下)

$$\text{所得月額} = \frac{(\text{A})\text{年間所得金額} - (\text{B})\text{諸控除額}}{12}$$

(A) 年間所得金額

給与所得 …… 給与所得控除後の金額 (給与総収入額 - 所得控除額)

事業所得 …… 事業所得金額 (事業総収入金額 - 事業必要経費)

年金所得 …… 雑所得金額 (年金等総収入金額 - 公的年金等控除額)

※ 所得者が2人以上いる場合は、それぞれに求めた年間所得金額を合計した額です。

(B) 諸控除額

控除名	控除対象者	控除額
① 同居親族控除	同居している家族のうち入居名義人以外の人	1人につき38万円
② 別居の扶養親族控除	同居家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人 (保険証等で確認します)	1人につき38万円
③ 老人扶養親族控除	扶養親族のうち70歳以上の人	1人につき10万円
④ 特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人 (配偶者を除く)	1人につき25万円
⑤ 障がい者控除 ※特別障がい者控除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者で障がい者等であり、手帳等を交付されている人 (手帳等で確認します) ※ 重度の障がい (1～2級程度) の人 (手帳等で確認します。)	1人につき27万円 ※1人につき40万円
⑥ 寡婦控除	次のいずれかに当てはまる人 ① 夫と死別したのち婚姻をしていない人 ② 離婚したのち婚姻をしていない人で、扶養親族または生計を一にする子がある人 ③ 夫の生死が明らかでない人	その人の所得から27万円を限度に控除
⑦ 寡夫控除	次のいずれかに当てはまる人で、生計を一にする子がある人 ① 妻と死別したのち婚姻をしていない人 ② 離婚したのち婚姻をしていない人 ③ 妻の生死が明らかでない人	その人の所得から27万円を限度に控除

(年齢は、県が入居を指定する日現在の満年齢です。)

収入基準上限額早見表

上段は年収、下段の()は月収、単位：円

区分	収入基準	扶 養 親 族 人 数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	15万8千円 以下	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量階層	21万4千円 以下	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

※ 給与所得者が1人で、同居及び扶養親族の控除以外には、各種の控除がない場合の例です。

※ 源泉徴収票では支払い金額欄に記載の額です。

自治会の運営について

県営住宅は集合住宅です。入居者の皆さんが協力し、共用部分を円滑に運営するため、自治会を組織し、共益費の徴収などを行っていただいております。入居者の皆さんには自治会に必ず入会してください。

駐車場について

県営住宅の団地内には、自動車の駐車スペースが少ないため、以下の「車庫証明書を交付している団地」以外の団地では、車庫証明書を交付しておりません。

車庫法に基づき、自動車を保有されている方については、団地周辺(2Km以内)で、駐車場所を各自で確保していただく必要がありますので、ご承知おきください。

なお、以下の団地については、原則1戸に1台を限度に車庫証明書を交付しております。

○車庫証明書を交付している団地（使用許可している車両についてのみ交付）

南二軒屋一の坪、末広南、名東町、中島田町、藍住幸島、小松島、金沢、地藏橋、北島、竜王、
中吉野町、矢三野神本、城東町、北島田町、西須賀町、万代町、松茂、南二軒屋神成、津田4丁目、
松茂東、竜王西、下助任町、松茂西、羽ノ浦春日野、石井曾我、末広西、阿南、鳴門高島、
昭和町8丁目、北前川町、国府、鴨島呉郷、新築新浜町、矢三高見、津田乾開、名東(東)

犬猫等のペットの飼育禁止について

県営住宅は共同生活の場であり、犬猫等が嫌いな方も多数居住されております。

お互いの生活を尊重し、協力して生活していただくため、県営住宅での犬猫等の飼育は禁止しております。

住みよい環境づくりにご協力いただき、入居後は、犬猫等他人に迷惑になる動物は飼育しないでください。